

憲 法 (配点 60 点)

【出題趣旨】

本問では、設例において示されている 2 つの事例、すなわち、A 会と B 党によるポスター掲示に対する規制を検討することを通じて、表現の自由についての基礎的理解が問われている。A 会に関する事実関係と B 党に関する事実関係とは、「プラカード式ポスター合計 50 枚」を「50 箇所の街路樹に針金でくりつけた」という部分で共通することは、問題文を一読すれば理解できるはずであり、その他の事実関係や各設問で示されている規制の点でどのような差異があるのかを正確に押さえることが検討の出発点となる。このように事例の対比を通じて問題点を発見する力は、憲法判例の学習が中心となる法科大学院での憲法の学修において、特に求められる能力である。

過激派団体である A 会のポスターについては、騒乱罪をせん動したとして破壊活動防止法 40 条 1 号の罪に問われており、表現の内容に着目した規制である。これに対し、政党 B 党のポスターについては、禁止物件である街路樹に広告物を表示したことが P 県屋外広告物条例 4 条 2 項 2 号違反の罪に問われており、表現の内容とは無関係の規制である。このように設問 1 ではいわゆる表現内容規制が、設問 2 では表現内容中立規制が問題となっていることを的確に指摘することができているかどうかの評価の対象となる。

表現内容規制と表現内容中立規制については、両者を区別し、前者の場合にはいわゆる厳格審査基準が、後者の場合にはいわゆる中間審査基準が妥当するという学説が通説的な見解である。かかる通説的な見解を踏まえて、二分論の根拠はどこにあるのか（表現内容規制の場合には審査の厳格度が高まると解するのはなぜなのか）について適切に理解していることを示し、このような二分論を採るべきか否か、設問 1 と設問 2 は、それぞれどのような審査基準で判断するかについて、適切な論述をすることが求められる。審査基準の具体的な内容については、学説の一般的な理解に即して正確に記述する必要がある。

その上で、各設問はいずれも弁護人としての無罪主張の根拠として、憲法論を述べるのが求められているのであるから、参照法令として挙げられた破壊活動防止法、屋外広告物条例の具体的な条項を踏まえて、各事案について、どのような憲法上の主張をするのか、法令違憲、適用違憲の区別も踏まえて、適切な議論を組み立てる必要がある。

以上